

仕 様 書

第1章 委託概要

1.1 目的

本業務は、計量法第16条及び第72条第2項の定めにより、検定証印の有効期限が満了となる集中検針式水道メーターを直読式水道メーターに取替えるものである。

1.2 委託名

共栄第2団地外2団地水道メーター取替業務

1.3 委託場所

共栄第2団地 : 和歌山市雄松町5丁目11番地

あけぼの団地 : 和歌山市田尻178番地の5

すずらん団地 : 和歌山市島崎町6丁目40番地

1.4 履行期間

契約日から令和8年12月25日まで

第2章 一般事項

2.1 受託者の資格要件

受託者（以下「乙」という。）は、和歌山市（以下「甲」という。）の「指定給水装置工事事業者」（水道法第16条の2第1項）であり、配管1級技能士（建築配管作業）の資格を有すること。また、市営又は県営住宅の水道メーター取替業務を元請として履行した実績、又は和歌山市企業局が管理する水道メーターの設置、取替を履行した実績を有すること。

上記資格を証明する書類の写しを提出すること。また、履行実績については、履行内容が確認できる資料等を契約締結前に住宅管理課に提出すること。

2.2 監督職員

監督職員とは、当該委託業務を担当する甲の担当職員をいう。

2.3 対象団地及び取替個数

この契約の対象となる団地及び取替個数は、次表のとおりとする。ただし、現場調査により取替個数の相違がある場合は、監督職員に報告し確認を得た後施工する。

対象団地	階数	E V	水道メーター取替個数		設置場所	
			2 5 A	2 0 A		
共栄第2団地	1号棟	5階	無	—	4個	P S
	2号棟	5階	無	—	7個	P S
あけぼの団地		8階	有	—	91個	P S
すずらん団地		8階	有	—	76個	P S

2.4 業務工程

乙は、本業務着手前に監督職員と事前協議を行い、水道メーターの検針（奇数月実施）に支障とならない業務工程を検討し、監督職員の承認を得る。

2.5 事前調査

乙は、本業務着手前に全対象団地を調査し、水道メーターの設置状況及び周辺状況を調査する。なお、仕様書と現地の設置状況に相違がある場合は、監督職員に報告し、指示を受ける。

2.6 使用水道メーター（新設）

本業務で使用する直読式水道メーターについては、計量法、特定計量器検定検査規則及びJ I S規格品（参考品番：S D）によるものとし、デジタル式の鉛レスを使用する。

2.7 作業時間

作業時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。なお、土日・祝日の作業は行わない。ただし、入居者等の対応上この時間外となる場合は、監督職員と協議を行う。

2.8 作業管理

乙は、本業務を行うにあたり、以下の項目を遵守する。

- ① 作業範囲の内外を問わず、作業員の監督、風紀、衛生の管理及び火災その他の事故に十分注意し、人命、財産などに危害を及ぼさないように適切な措置を講ずる。
- ② 既設水道メーターの撤去前に水道メーターに住戸番号を明記する等、取替作業に伴って取違えないようにする。
- ③ 水道メーター取替時には、既設管を損傷しないよう十分注意する。
- ④ 新設水道メーターに住戸番号のラベルを貼付ける。
- ⑤ 作業に伴い発生した事故等については、乙の責任においてその処置及び賠償の一切を行う。
- ⑥ 作業員は作業中、社名を明記した腕章、名札又はこれに代わるものを着用する。
- ⑦ 対象団地は既に入居しているので、入居者の対応及び断水の周知には特に注意する。
- ⑧ 水道メーターを設置しているP S扉前・内には、入居者の私物が置かれている場合があるため、事前に調査し監督職員に報告を行い、その指示に従う。また、取替時には十分注意する。

2.9 取替作業

取替作業については、以下のとおりとする。

- ① 集中検針盤の電源を切る。
- ② 入居中の住戸で水道を使用していないことを確認し、入居者に声かけ後、止水栓を閉栓する。
- ③ 既設水道メーターの取外し（配線の離線及び絶縁処理とも）、1次側及び2次側の既設メーターパッキンを撤去した後、泥吐きを行い錆等除去する。また、止水栓不良のため止水ができず、取替作業ができない場合は、速やかに監督職員に連絡し、指示に従う。
- ④ メーター接続用ユニオンに異常がないことを確認後、側面に示されている流入方向を間違わないよう留意し、ごみ等入らないよう水道メーターを水平に取付ける。メーターパッキンについても新品を取付ける。
- ⑤ 取替えが完了後、入居者に声かけをし、止水栓を開栓する。
- ⑥ 水道メーター周りの漏水及び住戸で水栓の閉め忘れがないことを確認する。なお、住戸内で漏水又は水栓の閉め忘れの疑いがあり、不在のため確認ができない場合、止水栓を閉栓し、その旨を通知する文書を該当住戸に投函後、監督職員に報告を行い、その指示に従う。
- ⑦ 片付け及び清掃を行い、取替作業前の状況に復旧する。
- ⑧ 集中検針盤の一次側電源配線について調査を行い、集中検針盤用の専用ブレーカーがある場合ブレーカーにて配線を離線し絶縁処理を行う。また、集中検針盤に、水道メーターの取替えが完了した日付と廃止のラベルを貼り付ける。

2.10 取替時の配管の破損による漏水対応

- ① 漏水対応として取替作業は、作業員2名以上の体制で実施する。
- ② 取替作業に関連する系統バルブの位置を事前に確認し、漏水等の緊急時に速やかに閉止できるよう把握しておく。
- ③ バルブ操作により、配管内の錆が発生した場合は、錆び取りなどの対応を行うこと。また、住戸内へ錆が回ってしまい、給水栓や器具類に詰まりが発生した場合は速やかに監督職員へ報告し、その指示に従い修繕を行う。
- ④ 当該住戸及び隣接住戸の室内へ漏水被害が拡大した場合は、速やかに監督職員へ報告し、その指示に従い修繕を行う。
- ⑤ 上記、漏水修繕に要する費用の一切を乙が負担する。

2.11 関係者への周知

乙は、作業内容、作業日時及び作業方法等について十分検討のうえ、監督職員の承認後、各入居者に周知徹底を図る。

2.12 撤去材

撤去材の処理、処分に当たっては場外搬出適正処分とし、関係法令を厳守し乙の責任において適正に処理する。

2.13 報告書の提出

取替完了後、速やかに以下の書類を作成し、監督職員に提出する。

- ① メーター数値管理表（新メーター（小数点1位まで記載）・旧メーター（整数））
- ② 新・旧メーター接写写真
- ③ その他監督職員が提出を求めたもの

2.14 業務完了報告書及び完成写真の提出

業務を完了したときは、以下の要領で撮影した完成写真を添え、業務完了報告書を監督職員へ提出する。

- ① カラー撮影とする。
- ② 写真撮影は次の各箇所とする。
 - ・対象団地の全景1枚。
 - ・対象住戸ごとに現況、メーター撤去後及び取替後の各1枚。
(A4工事写真台帳等に張付けた状態で、メーターの数値及び、流入方向を確認できるよう撮影すること)
 - ・集中検針盤の離線等の写真
- ③ 被写体の近くに黒板等を置き、必要事項（団地名、住戸番号及び取替の前後等）を記入うえ写真の一部に写しこむ。
- ④ 写真は工事写真台帳等に貼り付けて1部作成する。

2.15 その他

- ① 本仕様書に定めのない場合でも、当然当該業務に含まれると解釈されるものについては、監督職員の指示に従い実施する。
- ② 断水を伴う作業を行う場合は、蛇口の閉め忘れ等による階下への漏水等の有無を確認し、事故発生の場合は速やかに監督職員に連絡するとともに、その指示に従う。
- ③ 取替作業中の関係車両は、監督職員等が指示する場所に整然と駐車し、他の棟や付近道路には駐車しない。また、入居者の通行に支障があるときは、ただちに移動する。
- ④ 取替完了後、1年未満で機器不良及び取替業務範囲内での漏水等、本業務に起因する出水不良、故障及び事故等が発生した場合は、乙の責任において速やかに対応し、補償の一切を行う。

2.16 疑義の質問

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

業 務 委 託 契 約 書
(共栄第2団地外2団地水道メーター取替業務)

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は次に掲げる場所の共栄第2団地外2団地水道メーター取替業務（以下「委託業務」という。）の履行を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

対象団地	共栄第2団地	:	和歌山市雄松町5丁目11番地
	あけぼの団地	:	和歌山市田尻178番地の5
	すずらん団地	:	和歌山市島崎町6丁目40番地

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年 月 日から令和8年12月25日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は、¥ 円（消費税及び地方消費税分に相当する額 ¥ 円を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

(損害の負担)

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。)は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(乙の履行不能)

第10条 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務を履行しないときは、その履行不能分に相当する委託金の額を減額して、甲に委託金を請求しなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の30の金額に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

(確認)

第11条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第12条 乙は、履行した委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、社会通念上乙の責めに帰さない事由においてはその限りではない。賠償額は甲乙協議して定めるものとする。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相当する委託金を乙に支払わなければならない。

第14条 甲は、必要があるときは、乙に対して通知をしてこの契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。
(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

イ 暴力団関係者(暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。)

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等(法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。)を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条

第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「契約者等」という。)に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。)を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。)に入札等(見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)がこの契約に関し行った行為について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(乙の解除権)

第17条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が契約期間の5/10を超えたとき。

2 第8条第2項及び第13条第4項の規定は、前項の規定により、この契約を解除された場合に準用する。

(契約不適合責任)

第18条 甲は、引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、乙に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて乙に対して損害賠償請求若しくは請求代金の減額又はその両方を行うことができる。

(賠償金等の徴収)

第19条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足あるときは乙に追徴する。

(秘密の保持等)

第20条 乙は、委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(合意管轄)

第21条 この契約に関し、甲乙間に訴訟の必要が生じた場合、甲を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(補則)

第22条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花正啓

乙